# 「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」ぬいぐるみ貸出要項

# (目的)

第1条 この要項は、「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」が、愛媛県看護協会(以下「本会」という。)を PR するキャラクターとして活動するにあたり、本会が所有する「かんごちゃん」のぬいぐるみ(以下「ぬいぐ るみ」という。)を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (貸出対象)

第2条 貸出対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)本会及び本会会員が構成メンバーとなっている団体が使用するとき
- (2)本会活動の PR、その他公益上の観点から適当と認めるとき

#### (貸出手続き)

- 第3条 貸出しを希望する者(以下「借用希望者」という。)は、貸出期間1週間前までに、あらかじめ電話等で予約をし、借用申請書(様式1)に必要書類を添えて申請しなければならない。
- 2 申請書の受付期間は、貸出予定日の6か月前から1週間前までとする。
- 3 本会は、ぬいぐるみ借用について承諾する場合には、借用希望者から提出のあった借用申請書(様式 1)の写しに記入の上、借用希望者に通知するものとする。
- 4 貸出しを受ける者(以下「借用者」という。)は、直接ぬいぐるみを借り受け、使用後は、速やかに直接返却することを原則し、その作業は借用者が行なうものとする。
- 5 やむを得ず前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は借用者の負担とする。

#### (貸出料)

第4条 貸出料は、無料とする。

#### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として7日以内とする。

### (使用の不承認)

- 第6条 本会は、第3条による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、ぬいぐるみの貸し出しを行わないものとする。
  - (1)本会が使用するとき
  - (2)借用を希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。
  - (3)愛媛県看護協会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
  - (4)ぬいぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
  - (5) 法令に反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (6)特定の政治家等の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7)「かんごちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8)その他、本会がぬいぐるみの使用について不適当であると認めるとき。
- 2 本会は、承諾に際し、条件を付すことができる。

### (尊守事項)

第7条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること
- (2)貸出期間を遵守すること
- (3)ぬいぐるみ返却時には、「かんごちゃん」ぬいぐるみ使用報告書(様式2)を提出すること。
- (4) ぬいぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5)第6条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

# (承諾の取消し)

第8条 借用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借用者に損害が生じても、本会はその責任を負わない。

# (原状回復)

第9条 借用期間中に、ぬいぐるみを汚損した場合、借用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを 行い、現状に復さなければならない。

# (本会の責任)

第10条 ぬいぐるみの借用により、借用者が被った被害に関しては、本会は一切その責任を負わない。

#### 附則

この要項は、令和6年6月27日から施行する。